

住宅用火災警報器を設置しましょう！

平成 23 年 6 月から、

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が

義務付けられています。



Q. 住宅用火災警報器って何？

火災が発生したときは、目で煙や炎をみたり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたり、耳でぱちぱちという音を感じたりと、五感によって気づくことがほとんどだと思います。しかし、それだけでは就寝中や仕切られた部屋などで物事に集中している時などは、火災に気づくのが遅れてしまいます。

そこで、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、知らせてくれるのが、住宅用火災警報器です。

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。



Q. なぜ設置が義務化されることになったの？

住宅火災による死者数が、平成 15 年から連続して千人を超えています。特に 65 歳以上の高齢者の方が約 6 割になっております。その原因の約 6 割が「逃げ遅れ」によるものです。火災で重要となるのが早期発見・早期避難です。火災の発生を素早く察知できれば、いち早く避難でき、命が助かる可能性も高くなります。このようなことから、「逃げ遅れ」による死者を防ぐことを目的に、設置が義務化されました。

Q. いろいろ種類があるみたいだけど？

○煙式警報器・・・煙を感知して、音や音声で火災の発生を知らせます。

寝室・階段室などに設置してください。

○熱式警報器・・・警報器の周辺温度が一定の温度に達すると音や音声で火災の発生を知らせます。

台所など、煙や蒸気が滞留しやすい場所に設置することができます。

Q. 住宅用火災警報器の規格は？

住宅用火災警報器は、国の定める技術上の規格があり、その規格に適合する製品には合格の表示がされています。購入の際には、日本消防検定協会の検定マークを目安としてください。

なお、既にNS マークが表示されている住宅用火災警報器については、検定品と同様の性能を有するとして平成 31 年 3 月 31 日までその販売が認められています。



Q. どこで買えるの？

お近くのホームセンターや家電量販店などで購入できます。価格は、メーカーや種類、機能等により異なります。

Q. 住宅用火災警報器の取り付け方法は？

ネジやフックなどで、ご自分で取り付けることが出来ます。ご自分で取り付けることが出来ない場合は、販売店等に依頼してください。

なお、消防署では、高齢者や障がい者世帯等を対象に、取り付け支援を行っています。住宅用火災警報器を購入したあとの取り付けが難しい方は、消防職員が取り付けをお手伝いしますので、最寄りの消防署にご相談ください。

住宅用火災警報器取付支援事業

●対象世帯

甲府市・甲斐市（旧双葉町を除く。）・中央市・昭和町にお住まいの方のうち、次のいずれかに該当する世帯

① 65 歳以上の方のみで構成されている世帯

② 身体障がい者手帳の交付を受けている方がいる世帯

※ 上記以外の世帯でも取付けができる場合があります。

●受付・取付時間

平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

●申込方法

お近くの消防署にお越しいただくか、電話でお申し込みください。

●その他

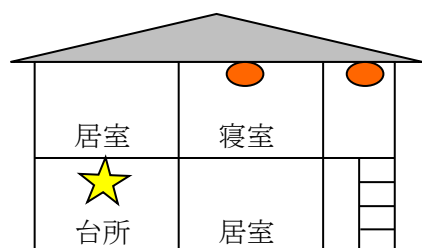
住宅用火災警報器は、消防署では販売していませんので、申込者ご自身で用意していただきます。



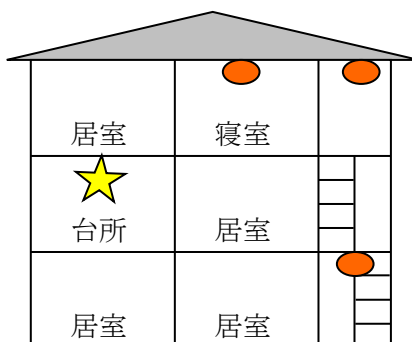
Q. どこに設置するの？

●・・・煙感知器＝寝室、階段、廊下等（設置義務） ★・・・熱感知器＝台所（設置推奨）

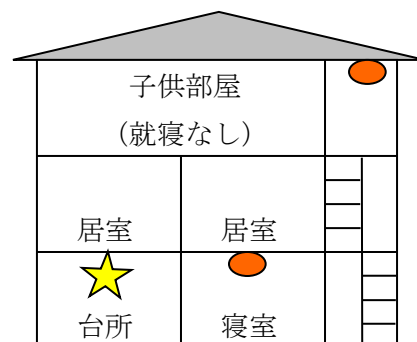
2階建住宅で
寝室が2階のみの場合



3階建住宅で
寝室が3階のみの場合

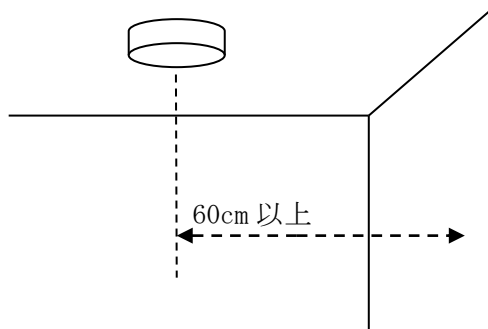


3階建住宅で
寝室が1階のみの場合



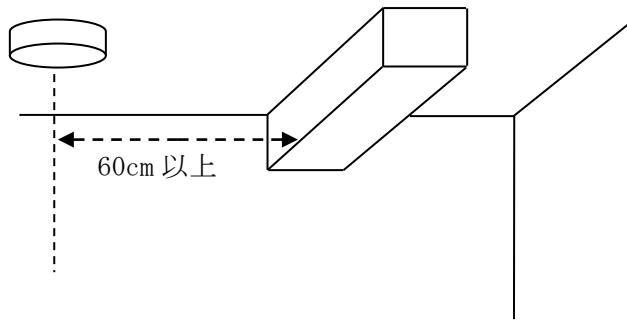
壁からの取り付け位置

壁から 60cm 以上離す



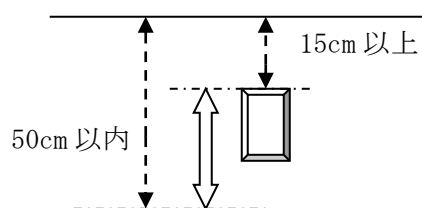
梁からの取り付け位置

梁から 60cm 以上離す



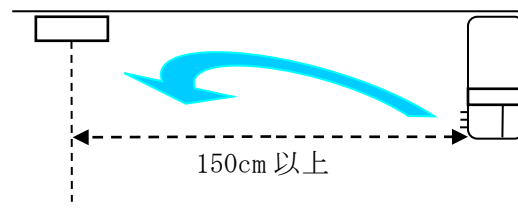
壁掛けの場合

天井から下方 15～50cm 範囲内



エアコン吹き出し口付近取り付け位置

吹き出し口から 150cm 以上離す



Q. なんで寝室に設置が必要なの？

近年の住宅火災による死者の発生状況を経過別に見ると、逃げ遅れが最も多く、全体の約6割を占めています。また、死者の発生状況は就寝時間帯の方が多くなっています。

このため、必要最小限で効果の高いと考えられる場所として、寝室に設置することとされました。

寝室が2階にある場合などでは、階段室にも設置することとされています。これは、階段室が火災による煙の集まりやすい場所であるとともに、2階などで就寝している方にとっては、ほとんどの場合、唯一の避難経路となるからです。

Q. 設置しないと罰則は？

罰則はありません。

しかし、家族や自分自身の命を守るため、一日も早い設置をお願いします。

Q. 住宅用火災警報器の維持管理は？

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器がきちんと働くよう、日頃から作動確認とお手入れをしておきましょう。

- ホコリや水蒸気などで汚れることが考えられます。布等に水または家庭用中性洗剤を浸し、よく絞って汚れをふき取ってください。清掃方法は、販売時の取扱説明書をご確認ください。
- 定期的（1か月に1度が目安です。）に、住宅用火災警報器が鳴動するかテストしてみましょう。点検方法は、本体の引き紐を引くものや、ボタンを押して点検できるものなど、機種によって異なりますから、購入時に点検方法を確認しておきましょう。

Q. 住宅用火災警報器の交換時期は？

表示された交換期限または機能の異常警報が出たときに本体ごと交換してください。

10年を目安として機器の交換をお勧めします。

住宅用火災警報器 交換のすすめ

10年たったら、
とりカエル。

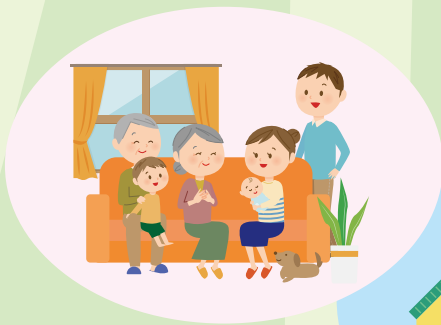


Q. どんな効果があるの？

総務省消防庁の住宅火災における被害状況の分析において、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、死者の発生は約4割減、焼損床面積、損害額は概ね半減した結果が報告されています。

また、当消防本部管内においても、奏功事例が報告されています。

住宅用火災警報器は 大切な家や家族を 守ります!!



全ての住宅に設置が義務です!!

住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ

死者の発生数は4割減

焼損床面積、損害額は概ね半減

※総務省消防庁のデータ(平成30年)



住宅用火災警報器 交換のすすめ

10年たったら、 とりかえろ。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで
火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。

10年を目安に交換しましょう。

【甲府地区住宅用火災警報器設置対策連絡会】

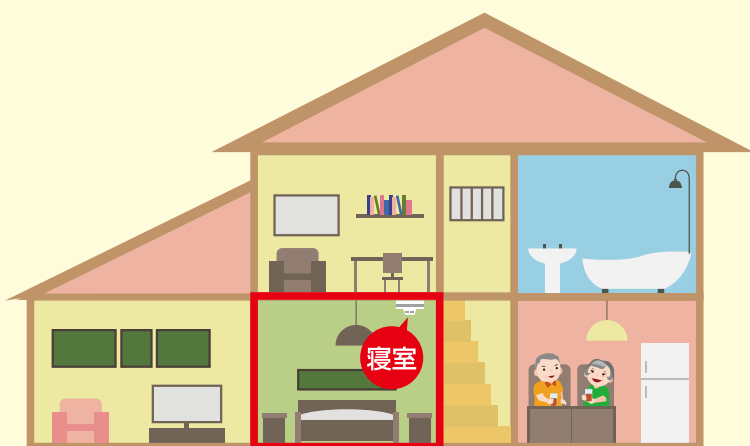
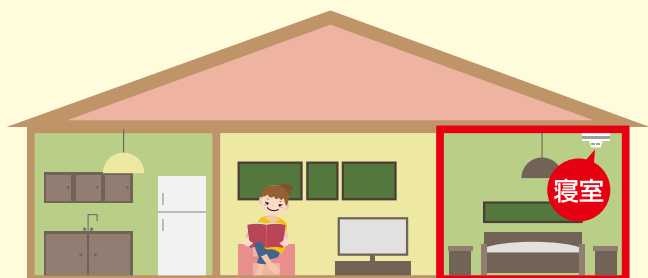
甲府地区消防本部・一般社団法人 山梨県消防設備協会・甲府防火協会・甲府市消防団・甲斐市消防団・中央市消防団・昭和町消防団
甲府市自治会連合会・甲斐市自治会連合会・中央市自治会連合会・昭和町区長会・甲府市・甲斐市・中央市・昭和町・甲府地区女性防火クラブ連合会



住宅用火災警報器の設置場所は？

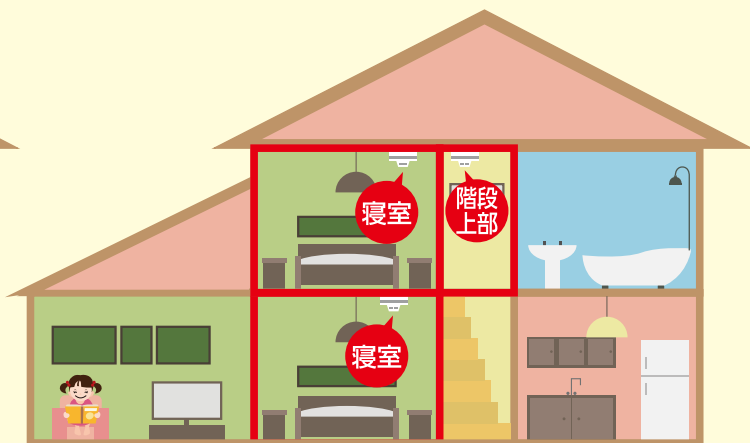
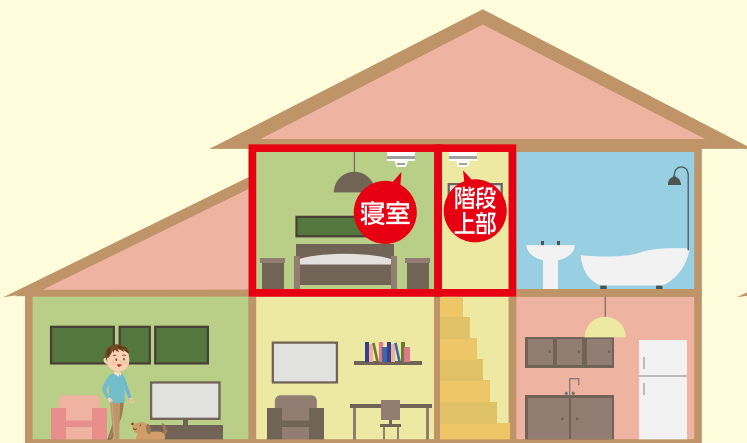
2階建ての家(1階のみに寝室がある家)

平屋建ての家



2階建ての家(2階のみに寝室がある家)

2階建ての家(1階と2階に寝室がある家)



※上記以外は、最寄りの消防署にお問い合わせください。また、台所は設置を推奨しています。

★住宅用火災警報器は、「煙式」を設置してください。(台所は「熱式」でも可)



住宅用火災警報器取付支援事業

高齢者や障がい者世帯等を対象に、消防職員がお宅を訪問し、設置のお手伝いをします。

※住宅用火災警報器は、消防署では販売していませんので申込者ご自身で用意していただきます。

対象世帯 甲府市・甲斐市(旧双葉町を除く)・中央市・昭和町にお住まいの方のうち、次のいずれかに該当する世帯

①65歳以上の方のみで構成されている世帯

②身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯

※上記以外の世帯でも取り付けができる場合があります。

申し込み方法 お近くの消防署に直接お越しいただくか、電話でお申し込み下さい。

受付・取付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分

いざという時のために…

定期的に住宅用火災警報器の作動確認をし、警報音を聞きましょう。

音を鳴らしてみましょう

正常ならこのように鳴ります!!

ピーピーピー
火事です ※

ピーピーピー
火事です ※

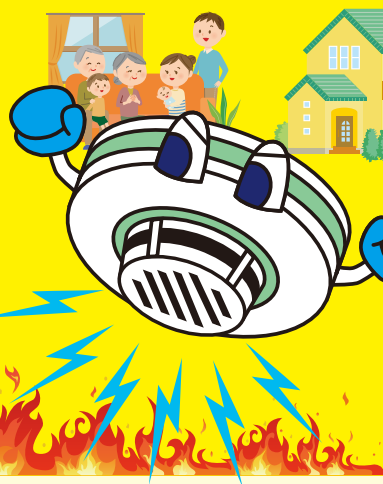
お問い合わせは
こちらまで
お願いします



消防本部 予防課 055-222-1291
甲府中央消防署 055-254-9119
甲府南消防署 055-233-1499
甲府西消防署 055-276-3825

甲府市伊勢3丁目8-23
甲府市丸の内1丁目1-19
甲府市伊勢3丁目8-23
甲斐市竜王3314-1

※この警報音は代表例です

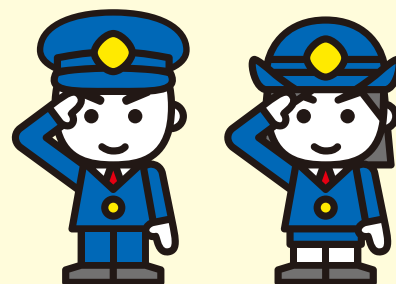


住宅用火災警報器の 取り付けを支援します!!

住宅火災から大切な命や財産を守るため、
全ての住宅に「住宅用火災警報器」を設置することが
消防法により義務付けられています。

住宅用火災警報器は購入したもの、
ご自身で取付けることが困難な

高齢者や障がい者世帯等を対象に、消防職員がお宅を訪問し、設置のお手伝いをします。



1 支援内容

住宅用火災警報器の取り付けを消防職員が行います。

取り付けする住宅用火災警報器は、ご自身でご用意して下さい。

2 対象世帯

住宅用火災警報器の取り付けを行うことが困難な高齢者や障がい者世帯のうち、
取付支援を希望する次の世帯となります。

- ① 65歳以上の方のみで構成されている世帯
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ※上記以外の世帯でも取り付けが支援できる場合があります。

3 受付・取付時間

受付・取付時間とも平日の午前8時30分から午後5時15分まで

4 申込方法

お近くの消防署に直接お越しいただくか、電話でお申し込み下さい。
なお、代理の方の申請も可能ですが委任状が必要となります。

【お申込み・お問い合わせ】

消防本部予防課	055-222-1291	甲府市伊勢3丁目8-23
甲府中央消防署	055-254-9119	甲府市丸の内1丁目1-19
甲府南消防署	055-233-1499	甲府市伊勢3丁目8-23
甲府西消防署	055-276-3825	甲斐市竜王3314-1